

事業実施前に、必ずご相談ください。

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
労働環境改善事業	中小企業者等が従業員の労働環境改善のための事業を行ったとき	事業費の下限を100万円とし、事業費の100分の10以内 500万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(労働環境改善事業に対する補助)

第14条 市長は、中小企業者等が従業員の労働環境改善のための事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必要と認める額の100分の10以内とし、500万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(労働環境改善事業の範囲等)

第14条 条例第14条第1項に規定する労働環境改善のための事業は、事業所内において市長が別に定める設備等を設置又は改良する事業とする。

2 条例第14条第2項に規定する市長が必要と認める額は、設置工事、電気設備工事、給排水設備工事等に要した経費とする。

補助対象事業

従業員が働きやすい環境を整えるため、以下に定める設備を事業所内に新たに設置すること。または、既存の設備をより良いものに改良すること。

- ・洗面所
- ・更衣室
- ・トイレ
- ・シャワー、入浴設備
- ・休憩室
- ・空調設備 (※原則として新設に限る。)
- ・その他特に市長が認めた設備

※事業例

- ・和式トイレをウォシュレット付洋式トイレに改修し、快適さを向上させた
- ・事業所内に休憩室を設け、従業員の福利厚生を充実を図った
- ・工場内にスポットエアコンを設置し、作業環境を改善した

など

申請の時期

- ・設備導入後もしくは費用支払後

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者及び中小企業団体
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・市税の滞納がないこと (法人、代表者)
- ・市内において1年以上継続して事業を行っていること。

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等 (共通様式)
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本 (原本)
- ・定款又は規約 (コピー)
- ・納税証明書 (市税)・・・法人と代表者の各1通 (原本)
- ・契約書、工事図面の写しなど工事の概要がわかるもの
- ・見積書等費用の内訳が確認できるもの
- ・請求書、領収書等費用の支払いが確認できるもの
- ・改装前、改装後の写真 (データ可、要: 定点からの写真撮影、改修箇所は全て確認可能な撮影をお願いします。)